

議案第32号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年5月30日提出

天理市長 並 河 健

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年9月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項又は第1条の規定による改正後の天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び天理市一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「旧給与条例」という。)第20

条第4項から第6項まで又は第24条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（旧給与条例又は天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
  - ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - イ 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条に規定する特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 72.5分の10

（端数計算）

- 3 前項に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。